

定住 に向けた

新しい取り組みを始めます！

—新補助制度を創設—

本市は、平成19年度から定住を促進するためのプロジェクトを立ち上げ、事業実施してきました。これらを見直し、本年度から新たに4つの事業をスタートさせ、さらなる定住の促進を図ります。

転入定住者の 起業を応援 します

転入定住者起業補助金

補助対象者
平成25年4月1日以降に本市へ転入し、転入後概ね1年以内に、市内を拠点に起業しようとする方。

補助対象事業
広島県信用保証協会の保証制度が利用できる業種の起業。

補助対象経費
起業のための市場調査、研修や視察

「転入定住者」とは
転入日前の1年間、本市に住民登録の実績がない方で、永住の意思をもって本市に転入した方

などの事前調査、商品の試作、実験販売、施設や設備の整備などに要する経費で、市長が認めた経費。

補助額
上限200万円(補助対象経費の3分の1)
締め切り 8月30日(金)
選定方法
申請の事業は、審査会で内容を審査し、事業候補を選定します。(9月予定)

転入定住者の 住まいを確保 するために

転入定住者住宅取得 および改修補助金

補助対象者

次の項目のすべてに該当する平成25年4月1日以降の転入定住者。

○ 転入日または事業の認定をした日のいずれか早い日から起算して1年以内に、補助対象事業を完了すること。
○ 本市に永住し、自治振興区および自治会活動に参加することを誓約すること。

○ 事業完了報告書を提出する日に転入していること。
※補助金交付の対象となる住宅が共有の場合は、共有者の内一人が補助対象者となります。

補助対象事業

新築・購入・改修

※改修は、本人または2親等以内が所有する物件とします。

補助金額

※新規購入と改修は併用可能

●新築・新規購入

上限100万円(費用の10%以内)

●改修

上限50万円(費用の20%以内)

●加算 子育て中の世帯は、同居する子どもの人数に応じて加算

18歳未満1人 5万円

18歳未満2人以上 10万円

事業の認定

補助金を受けようとする方は、必ず補助対象事業の着手前に、転入定住者住宅取得および改修補助事業認定申請書を提出し、事業の認定を受けてください。

新婚世帯の定住 を応援 します

新婚世帯定住促進補助金

補助対象者

市内の家賃月額3万円以上の民間賃貸住宅に、配偶者と同一世帯として住所登録している住宅賃貸借契約の契約者(借主)。

申請日に、婚姻の届出日から1年以内(平成24年4月〜平成24年8月の間に婚姻の届け出をした方は、1年5カ月以内)の夫妻で、いずれも40歳未満であること。

補助の内容

月額実質家賃負担額から3万円を差し引いた額(上限2万円)
市外へ通勤している場合は、月額3000円(1世帯あたり)を加算

補助対象期間

申請の翌月から12カ月

補助申請を検討する場合は、早めに自治振興課まちづくり定住推進係(☎0824・73・1257)へお問い合わせください。

自治振興区が取り組む 定住促進活動 を応援 します

自治振興区 定住促進活動補助金

補助対象者

自治振興区およびその連合体

補助対象事業

補助対象者が主体的に行う定住促進活動

補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費。ただし、食糧費は除きます。

補助額

補助対象経費の5分の4、上限50万円



ふるさと祭りで定住相談コーナーを開設(数信自治振興区)

先輩に 聞く

平成23年度庄原市起業支援補助金を活用し、「そば処みのり」を開業した丸亀実朋さん(三次市出身)にお話を聞きました。



まるがめじつとも あき
丸亀実朋さん・亜紀さん
ご夫妻

「そば処みのり」は、ミシュランガイド広島2013特別版では庄原市で唯一評価を獲得しました

私の実家がうどん屋をしており、妻の実家がある比和でそば作りの手伝いもしていたことなどから、そば店を開業したいと思っていました。近隣市町での出店も検討していましたが、庄原市の補助制度に魅力を感じ、また、庄原産のそばの品質が良いということも決め手となり、現在の場所に出店することに決めました。

現在、そばの単価が高いため、お客さまに提供する価格も高めに設定しなければなりません。この補助制度を利用し、必要な機材をそろえることができたので、通常よりも安い価格でそばを提供することができています。地元の方から直接そばが仕入れられることも大きなメリットです。

おかげさまで、開店当初から多くの方にご来店いただき、地元の方にもご支援いただく中で、県外からのお客様も増えてきました。行政も補助制度を含めバックアップしてくれる体制があるので、ここで開業でき改めて良かったと実感しています。

庄原には、備北丘陵公園など多くの観光資源があるので、飲食業や地域産業などと連携することで、より魅力的なまちになると思います。私たちもその部分に少しでもかかわれるよう、頑張っていきたいと思っています。



自治振興課まちづくり定住推進係
☎0824・73・1257



空家バンクに登録されている物件から